



吉野正剛
①無・現
②4回
③会社役員
(61)



長屋和敏
①無・現
②5回
③会社員
(59)



安田一彦
①無・現
②3回
③漁業
(64)



三田真美
①無・元
②2回
③自営業
(48)



但木早苗
①共・現
②4回
③政党役員
(57)



高瀬トシエ
①無・現
②3回
③無職
(65)



加賀屋修
①無・現
②3回
③自営業
(69)



小松正義
①無・現
②2回
③会社役員
(59)



佐藤昭男
①無・現
②4回
③農業
(56)



船木司
①無・新
②1回
③漁業
(61)

町議会議員選挙当選者（敬省略）

掲載順序は立候補受付順。①党派・新現の別。②当選回数。③主な職業。
※（ ）内の数字は、9月13日現在の年齢。

町議会議員決まる

町議会議員選挙 投開票結果

有効投票数	4,400
無効投票数	32
投票総数	4,432

区 分	男	女	計
選挙当日の有権者数	2,387 人	2,656 人	5,043 人
投票者数	2,081 人	2,351 人	4,432 人
棄権者数	306 人	305 人	611 人
投票率	87.18%	88.52%	87.88%

当落	候補者氏名	得票数
当	吉野正剛	543
当	加賀屋修	509
当	船木司	418
当	長屋和敏	395
当	安田一彦	368
当	佐藤昭男	360
当	但木早苗	339
当	小松正義	296
当	高瀬トシエ	289
当	三田真美	270
	土田剛	257
	小林正樹	239
	本見研介	117

投票所別の投票率

投票所	投票者数	投票率
第1 佐呂間町町民センター	1,582 人	62.05%
第2 知来公民館	124 人	79.62%
第3 仁倉公民館	117 人	80.54%
第4 浜佐呂間活性センター	329 人	83.59%
第5 幌岩公民館	97 人	82.35%
第6 漁村環境改善総合センター（富武土）	253 人	83.39%
第7 若里活性化センター	209 人	78.73%
第8 朝富公民館	120 人	76.69%
第9 若佐コミュニティセンター	451 人	86.22%
第10 栄公民館	248 人	75.08%
期日前投票所	831 人	—
計	4,361 人	87.88%



任期満了（9月29日）による町議会議員選挙が、9月13日を投票日に行われました。即日開票の結果、次のとおり当選が決まりました。

議員定数改正により、12議席から2議席減の10議席となった今回の選挙は、9月8日告示され、新人2人を含む13人が立候補。5日

間に渡る選挙戦を繰り広げました。投票は13日、町内10か所の投票所で午前7時から午後6時まで行われ、選挙当日の有権者数は5,043人、全体の投票率は87・88%で投票者数は4,432人、うち、無効当票数が32票でした。開票作業は、午後8時から町民センターで行われ、詰め掛けた参観者が見守る中、作業は慎重に進

められ、午後9時13分に結果を発表。選挙会を終了しました。8年ぶりとなった町議会議員選挙でしたが、昨年の町長選挙同様、多くの町民の皆さんに投票所に足を運んでいただきました。翌日の14日には、当選証書交付式が役場2階会議室で行われ、須藤選挙管理委員長から各当選者に当選証書が手渡されました。

平成 20 年度決算に基づく「財政健全化判断比率及び資金不足比率」を公表します。

佐呂間町は、健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回る見込です。

都道府県や市町村などの地方公共団体の財政を適正に運営することを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（健全化法）」が平成19年6月に公布され、各地方公共団体において財政の健全化に関する指標について議会へ報告するとともに住民のみなさんへ公表することが規定されました。

ここに平成20年度決算に基づく財政健全化の指標として「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標及び公営企業会計に係る「資金不足比率」を公表します。

健全化判断比率

平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率は、算定の結果、いずれの指標についても早期健全化基準を下回る見込みとなりました。（表①）指標のうち1つでも早期健全化基準を超えた場合は「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を経て、自主的な改善努力による財政の健全化を図る必要があります。

また、将来負担比率を除く3指標のうち1つでも財政再生基準を超える指標があれば「財政再生計画」を策定し、議会の議決を経た後、総務大臣への協議・同意が必要となり、確実な再生が求められることから国の管理下のもとで非常に厳しい行財政運営が強いられることとなります。

表1	指標名	佐呂間町の比率 (平成 20 年度決算)	早期健全化 基準	財政再生 基準
①	実質赤字比率	－ 【黒字の 4.51%】	1 5 . 0 %	2 0 . 0 %
②	連結実質赤字比率	－ 【黒字の 7.00%】	2 0 . 0 %	4 0 . 0 %
③	実質公債費比率	1 2 . 7 %	2 5 . 0 %	3 5 . 0 %
④	将来負担比率	－ 【黒字の 23.83%】	3 5 0 . 0 %	基準なし

備考／各指標とも比率がない場合は「－」と記載することとされていますが、参考までに実際の指標について【 】内に示しています。

的な赤字を指標化するものです。

佐呂間町では、平成20年度における実質赤字比率は、赤字額が生じておらず、黒字の4・51%（19年度：黒字の4・48%）となっています。

② 連結実質赤字比率

まちのすべての会計の赤字額と黒字額を合算し、そのまち全体の

赤字の程度を指標化し、まち全体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

まちの会計は、福祉や教育などの中心的な行政サービスを行う「一般会計」のほか、料金収入など特定の収入を主な財源として行政サービスを行う「公営企業会計」など複数の会計に分かれています。が、まち全体としては「二つの法人」ですので、一般会計が黒字であっても他の会計に多くの赤字があれば、そのまち全体の財政状況は決していいとは言えません。

このため、それぞれの会計の黒字額と赤字額を合算し、通常収入されると見込まれる経常的な一般財源の規模（標準財政規模）と比較して、まち全体の資金の不足の程度を把握するため指標化するものです。

佐呂間町では、平成20年度における連結実質赤字比率は、各会計とも赤字額が生じておらず、黒字の7・00%（19年度：黒字の7・57%）となっています。

③ 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰

りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。

まちが政府や銀行から年度を越えて借り入れる長期の借金を「地方債」といい、この元金及び利息の支払いを「公債費」といいます。が、一般会計の公債費は、当然、一般会計の負担となりますが、これ以外に公債費に準じる経費として、公営企業会計の公債費に充てるため一般会計から繰り出す経費、また、ごみ処理施設など、近隣市町村との広域組合により実施する事業の地方債に対して、それぞれのまちの一般会計が負担する経費があげられます。

佐呂間町では、このような公債費に準じるものとされる経費も一般会計の公債費に加算し、実質的な公債費を算出の上、標準財政規模に対する比率の3か年平均を指標化するもので、18%を超えると資金の借り入れをするために国の許可が必要となり、25%を超えると単独事業に係る資金の借り入れが制限されます。

平成20年度における実質公債費比率は、12・7%（19年度：13・4%）となっています。

公営企業に係る資金不足比率

平成 20 年度決算に基づく各公営企業会計の資金不足比率は、算定の結果、実質的な資金不足額が生じておらず、経営健全化基準を下回る見込みとなりました。（表②）資金不足比率が経営健全化基準(20%)を超えた場合には、「経営健全化計画」を策定しなければなりません。

公営企業は、すべての住民の方が同じ量の行政サービスを受けられる事業とは別に、特定の方が受けられる行政サービスとして、そのサービスを受ける方が費用を負担することが公平とされている事業を指しますが、本町では「簡易水道特別会計」と「公共下水道特別会計」が対象となります。

表2	特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
●	簡易水道特別会計	－	2 0 . 0 %
●	公共下水道特別会計	－	2 0 . 0 %

備考／「歳入－歳出」が黒字となり、資金不足額が生じていないため、「－」としています。

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

公営企業会計の資金不足額を計算するにあたっては、例えば施設の耐用年数は、施設整備のために借り入れた地方債の償還期間より長い場合、当初は資金不足でも地方債の償還が終わった後は解消される場合があることや、下水道事業では、各家庭に下水道が整備される前に処理施設を建設する必要があるため、予定していた下水道料金が納められるまでは資金不足となるものの、後の料金収入等で解消される場合があります。このように、将来の料金収入等で解消されることが見込まれる範囲の資金不足分を差し引いて資金不足額を算出し、事業規模である料金収入の規模と比較して指標化するもので、この比率が高くなるほど料金収入等で資金不足を解消することが困難になることから、公営企業として経営に問題があることとなります。

- 平成 20 年度における資金不足比率は、資金不足が生じた公営企業会計がないため、該当ありません。

④ 将来負担比率

まちの一般会計の地方債や将来支払わなければならない可能性のある負担等の年度末時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。

まちの一般会計が将来支払っていく負債には、一般会計の地方債のほか、契約等により将来の支払

いを約束したもの（債務負担行為）、公営企業会計の地方債のうち一般会計が負担するもの、広域組合の地方債のうち、それぞれのまちの一般会計が負担すべきものがあげられます。こうした将来見込まれるすべての負担を含め、現時点で想定される将来の負担額を標準財政規模と比較して指標化するもので、この比率が高い場合、今後の

佐呂間町では、平成20年度における将来負担比率は、将来負担額に対して控除できる基金の額や地方債残高に係る地方交付税措置額の合計が大きいため、マイナスとなることから将来負担比率は生じておらず、黒字の23・83%（19年度：黒字の3・6%）となっています。